

自殺対策基本法

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)
(法律第八十五号)
第百六十四回通常国会
第三次小泉内閣

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（平二八法一一・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（平二八法一一・一部改正）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第五条繰上）

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正）

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（平二八法一一・追加）

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（平二八法一一・追加）

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（平二八法一一・追加）

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（平二八法一一・旧第七条繰下）

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（平二八法一一・旧第九条繰下）

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

（平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（平二八法一一・追加）

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（平二八法一一・追加）

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（平二八法一一・追加）

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（平二八法一一・追加）

第三章 基本的施策

（平二八法一一・旧第二章繰下）

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正）

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正）

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正）

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正）

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十六条繰下）

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正）

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正）

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正）

第四章 自殺総合対策会議等

（平二八法一一・旧第三章繰下・改称）

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正）

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正）

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

（平二八法一一・追加）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行）

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

筑紫地区における「いのちを支える」社会資源一覧

医療				
	機関名	住所	連絡先	特記事項
病院	福岡県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条3-8-1	092-922-3137	福岡県依存症専門医療機関
	筑紫野病院	筑紫野市大字天山37	092-926-2292	
	医療法人牧和会牧病院	筑紫野市大字永岡976-1	092-922-2853	福岡県認知症医療センター
	医療法人同仁会乙金病院	大野城市乙金東4-12-1	092-503-7070	
	医療法人十全会おおりん病院	大野城市中央1-13-8	092-581-1445	福岡県依存症専門医療機関
	自衛隊福岡病院	春日市小倉東1-61	092-581-0431	
診療所	スタジオリカクリニック	筑紫野市原田7-5-11	092-926-8812	
	このはなクリニック	筑紫野市二日市北1-2-3 アルフィーネ二日市202号	092-408-9990	
	ゆくり心療医院	筑紫野市二日市南2-8-20	092-919-5990	
	いでわき医院	筑紫野市針摺中央2-4-1	092-408-1602	
	いなば心療クリニック	春日市春日原東町3-38	092-583-7011	
	医療法人永和会永尾心療クリニック	春日市大土居1-41	092-591-1123	
	医療法人西江こころのクリニック	春日市春日原北町4-11 メディカルシティ春日原3F	092-588-2444	
	馬場内科・乗本こころのクリニック	春日市須玖南3-87	092-558-3128	
	医療法人ゆう心と体のクリニック	大野城市白木原1-7-5	092-584-1501	
	にしこころの診療所	大野城市下大利1-13-1 大野城センタービル2F	092-585-6868	
	さたけこども発達クリニック	大野城市東大利2-3-1	092-915-2250	
	医療法人くすの木会 くすの木クリニック	太宰府市通古賀3-11-11サン シティ第2ビル2階	092-921-8333	
	のぞみメンタルクリニック	那珂川市中原2-130	092-953-5800	

相談窓口				
	機関名	連絡先	住所	特記事項
県の相談機関	筑紫保健福祉環境事務所健康増進課精神保健係	092-513-5585	大野城市白木原3-5-25	こころの相談に応じたり、医療機関の紹介や必要な支援の紹介を行います。 また、こころの健康づくりに関して正しい知識の普及・啓発を行います。
	福岡県精神保健福祉センター	092-582-7510	春日市原町3-1-7南側2F	
市町村保健センター	太宰府市元気づくり課健康推進係	092-928-2000	太宰府市五条3-1-1	こころの相談に応じたり、医療機関の紹介や必要な支援の紹介を行います。 また、こころの健康づくりに関して正しい知識の普及・啓発を行います。
基幹相談支援センター	太宰府市福祉課障がい福祉係	092-921-2121	太宰府市観世音寺1-1-1	障がいのある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供など地域における生活を支援する窓口です。
自立相談支援機関	太宰府市生活支援課生活支援係	092-921-2121	太宰府市観世音寺1-1-1	生活困窮者やその家族の相談・支援を行います。家計や仕事など生活に関する困りごとに幅広く対応する窓口です。
地域包括支援センター	太宰府市地域包括支援センター	092-929-3211	太宰府市五条3-1-1	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが配置され、高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う窓口です。 (小中学校区等の生活圏域ごとに設置されています。)
	太宰府市地域包括支援サブセンター	092-918-2200	太宰府市通古賀197-3	
社会福祉協議会	太宰府市社会福祉協議会	092-923-3230	太宰府市白川2-10総合福祉センター内	各種の福祉サービスや相談、市民活動の支援、必要に応じて障がい者の金銭管理等を行っています。
発達障がい者（児）支援センター	福岡県発達障がい者（児）支援センターLife（ライフ）	092-558-1741	春日市原町3-1-7クローバープラザ内東棟	発達障がいの特性から生じる困りごとや特性に応じた、家庭、学校、会社、事業所等における生活・活動の手立て、人との関わり方などを一緒に考え、サポートする機関です。
ひきこもり支援	福岡県ひきこもり地域支援センター	092-582-7530	春日市原町3-1-7南側2階	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に応じます。
	福岡県若者自立相談窓口（若まど）	092-710-0544	大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎1階	
無料法律相談	日本司法支援センター法テラス福岡	050-3383-5501	福岡市中央区渡辺通り5-14-12南天神ビル4階	経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に無料で法律相談を受けられる制度です。
相談電話	ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	(24時間対応)	様々な困難や危機に遭い、生きることが辛いと感じている人の不安や悩みを相談できる窓口です。

相談窓口				
	機関名	連絡先	住所	特記事項
県の相談機関	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係	092-513-5585	大野城市白木原 3-5-25	こころの相談に応じたり、医療機関の紹介や必要な支援の紹介を行います。 また、こころの健康づくりに関して正しい知識の普及・啓発を行います。
相談電話	ふくおか自殺予防 ホットライン	092-592-0783	(24時間対応)	様々な困難や危機に遭い、生きることが辛いと感じている人の不安や悩みを相談できる窓口です。
		0120-020-767	(月～金 16～ 翌9時、土日祝 24時間)	
	福岡いのちの電話	092-741-4343	(24時間、年 中無休)	
	心の健康相談電話	092-582-7400	(月～金 9時～ 16時)	
家族相談電話	心の相談電話 (心の病を持つ方、 その家族対象)	○平日 13:00～16:00 (盆、年末年始はお休み です) 月 090-1366-7498 火 080-3986-1980 水 (第4のみ) 0940-33-2731 水 (第4以外) 080-1729-1950 木 080-1729-1950 金 080-1729-1955 ○土日祝 8:00～16:00 080-1729-1955		精神障がいのある人の家族や相談員が相談に応じます。

社会参加、地域の助け合い、普及啓発

	機関名	住所	連絡先	特記事項
就労相談	障害者就業・生活支援センター ちくし	春日市春日公園5-16 コーポ220	092-592-7789	就労に関する相談 ができる窓口です。
	ハローワーク福岡南	春日市春日公園3-2	092-513-8609	
	筑紫野市ふるさとハローワーク	筑紫野市石崎1-1-4 (筑紫野市役所別棟)	092-919-5562	
	若者サポートステーション (49歳まで)	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル 11F・12F 福岡県若者しごとサポ ートセンター内	092-739-3405	
	福岡障害者職業センター	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	
	福岡県中高年就職支援センター	福岡県福岡市博多区 博多駅東1-1-33 はかた近代ビル5階	092-433-9211	
家族会	筑紫地域精神障害者家族会 「五筑会」	大野城市白木原4-1-5 「みぎわ工房」内	092-592-3942	毎月第3金曜日13 : 30～15 : 30
	特定非営利活動法人 つくしクローバー会	太宰府市社会福祉協議会 (太宰府市白川2-10総合 福祉センター内)	092-924-0857	第1・3月曜日12 : 00～16 : 00
	楠の会 (KHJ全国ひきこもり家族連合会)		092-513-5585	開催日時や開催場 所、各会の連絡先 など、詳細は左記 へお問い合わせく ださい。 【問い合わせ先】 筑紫保健所 健康 増進課精神保健係
	ギャンブル依存症の家族会 ギヤマノン大野城			
	ギヤマノンちくし			
自助 グループ	福岡県断酒協議会 (アルコール)	第3日曜日 13 : 00～16 : 00 南市民センター	092-513-5585	共通の悩みがある 人の自主的なグ ループです。 各グループの連絡 先など、詳細は左 記へお問い合わせ ください。 【問い合わせ先】 筑紫保健所 健康 増進課精神保健係
	福岡県断酒連合会 (アルコール)	第2・4水曜日 19 : 00～21 : 00 大野城市社会福祉協議会		
	高宮AA (アルコール)	毎週水曜日 19 : 30～20 : 40 カトリック高宮教会		
	福岡無限会 (アルコール、薬物)	毎週金曜日 19 : 15～20 : 50 大野城市中央コミュニ ティセンター		
	GAちくし (ギャンブル、その他)	毎週火曜日 19 : 30～21 : 20 筑紫野市生涯学習セン ター		